

令和6年度女性人材のネットワークづくり事業 委託業務 募集要項

1 趣旨

大分県では、管理職に占める女性の割合が13.4%と低いことから、同じ会社の中に相談できる女性が少ないという声がある。また、同業の女性同士の交流はあるが、異業種の女性の交流の場はあまり設けられていないのが現状である。

他企業や異業種の女性同士の交流の場を設けることで、日頃抱える自身の悩みや自社の課題の解決に繋げ、広い視野をもった人材の育成や組織の活性化を図るものである。

本要項は、当該事業を実施するにあたり広く企画の提案者を公募し、契約者を選考するために定める。

2 競技に付する事項

(1) 業務名

令和6年度女性人材のネットワークづくり事業委託業務

(2) 業務仕様書

別紙のとおり

(3) 業務の履行期間

契約の日から令和7年2月28日まで

(4) 委託金額の上限

1,677,500円（消費税及び地方消費税10%相当額を含む）

3 企画提案競技に参加する者に必要な資格

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 県が委託する事業を適格に遂行する能力を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 事業を適切に運営できる組織体制を備えていること。女性のリーダー、管理職養成が可能な専門知識、能力、経験を有する講師が、講座等を適正に運営するために確保されていること。

4 提出書類

企画提案競技に参加する者は、次のすべての書類を提出すること。

○企画提案の書類（提出部数：正本1部、副本（正本の写）6部ただし⑥を除く）

※全てA4サイズ。長辺綴じ。両面印刷可（ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること）

- ① 女性人材のネットワークづくり事業委託業務企画提案申込書（様式1）
- ② 提案者概要書（様式2）
- ③ 企画提案書（様式自由 A4横 長辺とじ両面印刷の場合は上下開きとなること 10ページまで（表紙はページに含まない）
 - ・仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、その内容をもとに可能な限り具体的な提案をまとめて提出すること。
 - ・全体スケジュール、テーマ、目的、効果、手法、講師等提案すること。
- ④ 見積書（様式自由、実施予定の項目ごとにその単価、金額を記載）
- ⑤ 業務執行体制（様式自由）
 - ・業務実施スケジュール（工程表）及び業務体制を記載すること。
- ⑥ 誓約書（様式3）：1部
- ⑦ 提案者の概要がわかるもの
企画提案に関する有効な資料や会社概要及びパンフレット、過去3年間に同様の事業に取り組んだ実績がある場合は、可能な限りその資料を添付すること。

なお、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する資格を有していない者については、次に定める書類を併せて提出すること。

- ・営業概要書、貸借対照表、損益計算書【各1部提出】
- ・納税証明書（都道府県税）【1部提出】
- ・納税証明書（地方消費税）【1部提出】

- ・登記簿謄本【1部提出】
- ・定款（写し）【1部提出】

5 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和6年5月22日（水）午後3時まで【必着】
- (2) 提出先 大分県消費生活・男女共同参画プラザ 参画推進班
〒870-0037
大分県大分市東春日町1-1 NS大分ビル内
電話：097-534-2039
- (3) 提出方法 上記の提出先に持参または郵送により提出
(電子メール又はFAXでの提出は不可)

6 提案競技審査

- (1) 提案書の審査
「女性人材のネットワークづくり事業委託契約に係る提案競技審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において評価点方式による審査を行う。
- (2) 日時・場所
令和6年6月3日（月）・大分県消費生活・男女共同参画プラザ（時間については、申込者に別途連絡する。）
- (3) 提案方法
1者につき25分（うち質疑応答10分）とする。

7 審査方法及び結果通知

- (1) 審査方法
上記4の提出書類及び上記6の提案競技審査に基づき下記の基準により審査し、最も評価の高い者を実施主体として選定する。（60点）
 - ① 目的性（8点）
 - ・仕様書の内容を的確に理解しているか
 - ・提案内容は事業の目的及び趣旨との整合性がとれているか
 - ② 企画性（32点）
 - ・ターゲットの掘り起こしと、ターゲット集客のために効果的な広報計画が練られているか
 - ・ワークショップ、講演会、交流会はそれぞれがつながり、全体として、手法等、効果を上げる内容であるか
 - ・選定した講師（ファシリテータ）は目的の達成に適したものであるか
 - ・交流会後も継続的なコミュニティづくりや自主的な活動グループの促進を

図る工夫がされているか

③ 実効性（20点）

- ・提案した企画を実行するのに十分な専門的な知識やノウハウを有しているか
- ・事業スケジュールが適切に計画されているか
- ・準備や広報の期間は十分とられているか
- ・実施体制、実施方法に具体性があり、企画全体が実現可能なものとなっているか（人員配置、予算執行見込、管理体制等）
- ・県との協議、連絡を綿密に行い、協力して事業の目標達成ができる事業者であるか

④ 上記審査基準に加え、下記認定等の取得・受賞の状況を評価として考慮した上で最も評価の高い者を契約候補者として選定する。

- ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定ただし労働時間等の働き方に係る基準を満たしていること。）
- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の厚生労働大臣への届出（ただし女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定）
- ・若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定）
- ・おおいた女性活躍推進事業者表彰受賞
- ・「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰受賞
- ・女性活躍推進宣言（女性が輝くおおいた推進会議代表、大分県知事あて）
（参照 <http://www.pref.oita.jp/site/sankaku-jyoseikaigi/list21311.html>）
- ・女性活躍応援県おおいた認証企業
（参照 <https://www.pref.oita.jp/site/sankaku-jyoseikaigi/jyoseikatsuyaku-oita-ninsyo-ichiran.html>）

(2) 結果通知

審査結果については、後日、提案者あて通知する。なお、審査の結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けない。

8 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和6年5月7日（火）正午までにEメールにて照会し（様式任意）、質問書を提出した旨を電話で連絡すること。

質問に対する回答は、令和6年5月15日（水）までに大分県ホームページに掲載する。

(1) 質問提出先

大分県消費生活・男女共同参画プラザ 参画推進班

TEL:097-534-2039 E-mail:oita-sankaku@pref.oita.lg.jp

(2) 回答の場所

本企画提案コンペ公告（大分県ホームページ）にて掲載する。

9 業務委託契約の締結

県は、審査の結果を踏まえて採択予定者を決定し、事業内容及び委託金額について双方協議のうえ、大分県契約事務規則に基づき、業務委託契約を締結する。

10 受託者の変更

契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、または、業務遂行能力がないと認められる場合等は、契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとする。

11 その他企画提案等にかかる留意事項

(1) 説明書の承諾

提案者は、企画提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しない。また、この企画案にかかる審査以外には使用しない。

(3) 提出書類の追加・修正等

一旦提出された提案書類の差し替え及び追加、削除は理由の如何に関わらず一切認めない。

(4) 提案に要する費用負担

提案書類の作成及び提出等に要する費用は提案者の負担とする。

(5) 提案者の欠格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

①提案書類の提出期限を過ぎた場合。

②提出に参加する資格がない者が提案したとき。

③住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合。

④その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき。

(6) 事業実施にあたっては、消費生活・男女共同参画プラザと協議のうえ進めること。

(7) その他、定めのない事項について、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令、個人情報保護に関する法律、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。

12 本企画提案競技に関する問い合わせ先

大分県消費生活・男女共同参画プラザ 参画推進班

〒870-0037 大分県大分市東春日町1-1 NS大分ビル

TEL : 097-534-2039

FAX : 097-534-2057

E-mail : oita-sankaku@pref.oita.lg.jp